

鹿児島工業高等専門学校地域共同テクノセンター運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校地域共同テクノセンター規則第8条第2項の規定に基づき、鹿児島工業高等専門学校地域共同テクノセンター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、鹿児島工業高等専門学校地域共同テクノセンター（以下「センター」という。）に関する次に掲げる事項を審議する。

- (1) 民間機関等との共同研究、受託研究及び技術相談等の連絡調整に関する事。
- (2) 民間機関等の技術者に対する高度技術教育及び研修に関する事。
- (3) 民間機関等に対する科学技術情報の提供に関する事。
- (4) 創造教育及び共同研究活動に対する技術開発支援の基本計画策定等に関する事。
- (5) 小中学校及び高等学校におけるSTEAM教育の支援に関する事。
- (6) 研究の促進に関する事。
- (7) その他センター及びSTEAM教育支援室の管理運営に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) コーディネーター
- (4) STEAM教育支援室長
- (5) 学科から推薦された教員 各1名
- (6) 一般教育科から推薦された教員 1名
- (7) 総務課長
- (8) 総務課企画室長
- (9) 技術長
- (10) その他センター長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第5号、第6号及び第10号に規定する委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 鹿児島工業高等専門学校創造教育研究センター運営委員会規則（平成9年3月1日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年5月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月17日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月25日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。